

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項 番号	要望 種別 (規制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5020A	5020001			z05001	警察 庁、	道路交 通法第 4条及 び第35 条	都道府県公安委員会は、 道路における危険を防止し、 その他交通の安全と円滑を 図り、又は交通公害その他の 道路の交通に起因する障害 を防止するため必要がある と認めるときは、道路標識 等を設置し、及び管理して、 道路における交通の規制を することができる。	e		指示標示については、都道府県公安 委員会が設置しているところである。		-		-		川村修二	1	A	道路標示の一元化	道路管理者の指示標示を公安委 員会の規制標示とみなす	多車線道路の交差点手前における 矢印の進行方向標示について、道路 管理者が設置した指示標示でも、公 安委員会が進行方向別通行区分の 指定(告示)をすることで、公安委員 会が設置する規制標示と同様の規 制効果を持たせることができるもの とする。	交差点手前の矢印標示は、規制効力のない指 示標示として道路管理者が設置する事例が多い ようであるが、右左折車線が複数ある場合に は、道路交通法34条(右左折の方法)に矛盾す るケースが見られる。道路管理者の標示を公安 委員会の規制標示とみなすことで、この問題が 解決できる。	道路交通法(第34条、第35条)	路面矢印表示の規制効力は、 一般ドライバーにはわかりにく く、矢印に従ったら違法行為、 という状況も起きている。本来 は公安委員会が通行区分の 指定の元に標示すべきもので あるが、現実には多数を道 路管理者が標示している現状 から、「みなし規定」による対 応が現実的と思われる。
5020A	5020002			z05002	警察 庁、	道路交 通法第 4条及 び第35 条	都道府県公安委員会は、道 路標識又は道路標示を設置 し、及び管理して、道路にお ける交通の規制をすることが できる。	d		道路交通法第35条に規定する進行方 向別通行区分の交通規制は、道路標 識又は道路標示のいずれかを設置 し、及び管理することによりこれを行う ことができる。		-		-		川村修二	2	A	道路標識の省略	進行方向別通行区分標識の省略	多車線道路の交差点手前における 通行区分の規制を表わす標識は、路 面標示があれば省略できるものとす る。	進行方向別通行区分を表わす標識は、道路中 空に張り出して設置するため設備が大掛かりに なり、予算措置及び設置協議等により設置が間 に合わず、その結果規制告示が遅れる等の支 障をきたしており、路面標示のみでの告示が可 能とすることで、迅速な対応ができ、これらの問 題が解決できる。	道路交通法(第35条)	標識設置が理想であるが、路 面への予告標示や案内標示 で、標識の代替は可能と思わ れる。「要望1」の、「道路標示 の一元化」と一体的実施で効 果を発揮。岩手県のように、既 に標識を省略して通行区分の 告示をしている公安委員会も あり、対応の統一も必要。
5020A	5020003			z05003	警察 庁、	道路交 通法第 22条第 1項	道路標識等により、最高 速度が指定されていない場 合、自動車及び原動機付自 転車が高速自動車国道の本 線車道以外の道路を通行す る場合の最高速度は、自動 車にあっては60キロメートル 毎時、原動機付自転車に あっては30キロメートル毎時 とされている。	c		御提案にあるように、一定範囲内の 速度超過を違反としないということは、 法定速度を引き上げることと同じである が、平成17年中の交通事故の発生 状況から、自動車等の危険認知速度 が60キロメートル毎時を超える交通事 故の死亡率が10.7%と、60キロ メートル毎時以下の死亡率である 0.5%を大きく上回る結果が出ており、 法定速度を引き上げるとは交通の安全 の観点から認められない。 なお、個別の道路の規制速度に関 する御要望については、それぞれの道 路を管轄する都道府県警察に相談され たい。			c		御提案にある「一定範囲内の速度超 過の容認(合法化)」は結局のところ、 法定速度の引き上げと同じことである から、前回回答のとおり道路交通の安全 の観点から認められない。	川村修二	3	A	最高速度規定の見直し	最高速度規定について、一定範 囲内の速度超過は違法とならな いようにする	法定速度及び規制速度において、一 定の範囲内の速度超過は、最高速 度違反としない、とするよう法改正を 行う。(例えば、一般道路10km/h、自 動車専用道路15km/h等)	道路交通法の最高速度規定は、これを少しでも 上回ることを認めておらず、厳密に守ろうとする と、道路状況等によっては、極めて円滑さを欠 き、交通の流れを妨げる状況になることがある。 一定の範囲内の運転者の裁量による速度超過 は違法としない、とすることで、むしろ交通の安全 、円滑が図れるものと考えられる。	道路交通法(第22条)	「1km/hでも超えると違法」とす る現行法を厳密に守るのは非 常に困難な状況で、「合法的 に安全、円滑に走りたい」とい うのが要望の主旨であり、最 高速度の緩和を求めるものでは ない。「速度超過の容認」と ならないよう、一定範囲を超える 速度超過の罰則強化等の 措置も必要と考える。
5020A	5020004			z05004	警察 庁、	道路交 通法第 17条第 2項	車両は、道路から路外の 施設等に入ろうとする場合 は、歩道と車道の境界線の 手前の車道上で、路外の施 設等から車道に入ろうとする 場合は、路外の施設等と歩 道の境界線の外側でそれぞ れ一時停止しなければならない。	c		自動車及び原動機付自転車の運 転者が第一当事者となった法令違反 別交通事故件数のうち、一時不停止 によるものは、平成17年中に42,596件 発生し、交通事故発生件数全体の 4.6%を占めているところ。一時停止義 務の緩和については道路交通の安全 の観点から認められない。			c		歩道前一時不停止に関するデータは ないが、平成17年中に歩道上で発生し た交通事故発生件数は31,198件、死 亡事故発生件数は308件であるところ、 一時停止義務の緩和については 道路交通の安全の観点から認められ ない。	川村修二	4	A	歩道前での一時停止規定の 見直し	歩行者等がいけないことが明らかな 場合の一時停止は不要とする	道路交通法第17条2項における、歩 道進入時の車両の一時停止規定に ついて、「歩行者等がいけないことが明ら かな場合を除き徐行もしくは一時停 止をしなければならない。」というよう な条文に改める。	この規定の主旨がほとんど浸透していないと思 われる状況もあり、特に右折横断による歩道へ の進入の場合等、明らかに歩行者等への支障 がない場合での一時停止は、かえって他車との 衝突の可能性もあり、歩行者等がいけないことが 明らかな場合にまで一時停止義務を課す必要 はないと考える。	道路交通法(第17条)	現実問題としてほとんど守る 人が見られない状況の中での 一時停止は、他車から見れば 想定外の動きとなり、かえって 危険な状況を作り出すことも なる。横断歩道等における歩 行者等の優先、「道路交通法 第30条」と同様の規定とするこ とで、安全性も確保できるもの と思われる。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置 の分 類	措置 の容 容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項 番号 (規 制)	要望 種別 (規 制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)	
5020A	5020005			z05005	警察 庁、	道路交 通法第 17条、 第44 条、第 47条	車両の歩道上への駐車 については、道路の左側端 に沿わない、駐車の方法違 反として取締りを実施してい るところである。	e		道路交通法第47条第2項で、車両は、 駐車するときは道路の左側端に沿 うかつ、他の交通の妨害とならな いよう にしなければならないとされてい る。この 道路は車道を意味しており(同法第 17条第4項)、そもそも車両は歩道 に駐 車できないこととなっているため、御 指摘のよう に道路交 通法第44条に記 載することは妥当ではない。		-		-		川村修二	5	A	歩道上駐停車禁止の明文 化と罰則強化	車両の歩道上へ駐停車につい て、駐停車禁止場所の一覧に明 記する。	歩道上を、明確に「駐停車禁止場所」 とし、道路交 通法第44条の「停車及 び駐車を禁止する場所」に「歩道上」 を明記する。	歩道上の駐 車について、現状は判例を基にし た、道路の左側端に沿わない、「駐車の方法違 反」を取締まり根拠としているようであるが、歩行 者保護の観点からも極めて悪質な、事例も多い 行為に関する法的根拠としては希薄であり、さら に厳しい駐停車禁止として取締まれるよう、明文 化が必要と考える。	道路交 通法(第44条、第47条)	本来車両が走行してはいけ ない場所を駐停車禁止とす ることに対する議論もあ らうが、頻 繁に見かける行為であり、根 拠を明確にする必要はあると 考える。また、道交法47条2 項で、「車道の左側端、では なく「道路の左側端」として いる のも紛らわしい表現である。特 に、点字ブロック上や歩車道 にまたがる駐停車等、具体的 な行為を対象とした罰則規定 も検討していただきたい。	
5022A	5022001			z05006	内閣官 房、人事 院、内閣 府、公正 取引委員 会、警察 庁、防衛 省、金融 庁、総務 省、法務 省、外務 省、財務 省、文部 科学省、 厚生労働 省、農林 水産省、 経済産業 省、国土 交通省、 環境省	なし	当庁との契約の際に取り 交わされる契約書の条項に は、当該契約によって発生 する権利等を一部の場合を 除き第三者に譲渡・継承す ることを禁ずる債権譲渡禁 止特約が盛り込まれていると ころ。	d		当庁においても、国の他の機関と同 様、逐次債権譲渡禁止特約の部分的 解除を実施しているところであり、既に 譲渡対象者の範囲を信託会社や特定 目的会社にて、譲渡債権の範囲を すべての債権にまで拡大している。		-		-		社団法人 第 二地方銀行 協会	1	A	国・地公体等の公的機関向 け金銭債権の譲渡禁止特 約の適用除外(譲渡先が金 融機関の場合)	民間企業の国・地公体等公的機 関向け金銭債権については、売 買契約・請負契約上、譲渡先が 金融機関の場合は債権譲渡禁止 特約の適用除外とすることを統一 化する。	国・地公体等の公的機関に対する金銭債権に は譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小 企業の資金調達のために売掛債権担保融資を 行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間 を要することから、中小企業の円滑かつ機動的 な資金調達を阻害している。				
5024A	5024011		G02	z05007	警察 庁、法 務省、 厚生労働省、		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が 過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪を めぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用 情勢にもかかわらず、就労を目的として来日 する外国人は依然として多く、不法に就労す るものも少なくない。その大半は不法滞在者 であるとみられるが、不法就労よりも効率的 に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者 も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯 罪の温床となっていることが指摘されている。 我が国は、平成16年からの5年間で不法滞 在者を半減させることを政府目標としており、 これを達成するため、警察では、入国管理局 との合同摘発を積極的に行っているところだ である。 提案に係る制度は、当庁の所管するものでは ないが、滞在資格を悪用して不法滞在・不法 就労する者や研修制度等を悪用して安価な 労働力を確保するために外国人を不法に不法に 就労させる者が存在し、これが温床となって来 日外国人による犯罪が多発する現状におい て、治安に与える様々な影響について十分な 考慮がなされ、これに対する所要の措置が講 じられない限り、御提案を認めることは妥当で はないと考える。	c				-		-		社団法人 日 本自動車工 業会	11	A	外国人研修・技能実習制度 の見直し	「研修」期間の短縮と「技能実 習」期間の延長について ・ 研修期間：技能研修を前提とし て来日する場合、来日前に一定 レベルの技能や日本語能力を身 につけていければ、研修期間を短 縮しても以後の技能実習への支 障はないと思われ。研修期間は 6ヵ月でも十分であると考えられ る。よって研修期間を短縮し、技 能実習期間を長くするなど、制度 に柔軟性を持たせるべきである。 ・ 技能実習期間：派遣期間3年の うち実習期間は2年が限度となっ ている。仮に上記要望により研修 期間が6ヵ月となった場合でも、 現行制度では実務研修期間は 2.5年である。一定レベル以上 の技能を身に付け、さらに高度な 技能もしくは多能工として必要 な関連技能を身に付け、出身国の 技術レベル向上に貢献できるよう にするためには、継続してしっか りした技能習得が必要であり、少 なくとも5年間が必要である。研	現行の研修・技能実習制度は、下記 のような厳格な要件が定められてい る。 1年間の「研修」と2年間の「技能実 習」の最長3年間で構成 「技能実 習」の対象職種の限定 研修期間中 の研修時間の制限(時間外対応、交 替制勤務対応の不可) 1年後の技 能検定資格の取得の義務付け	グロ・バル化の進展により、より高度な技術・技 能の習得のために、より多くの外国人がわが国 での実務研修を行う必要性が出てきている。そ のような中、派遣期間、研修期間中の扱いなど に労働時間の制約や資格取得等の厳格な要件 などが、制度の適正かつ円滑な推進、一層の充 実のための制約となっている。	出入国管理及び難民認定法第 7条第1項第2項号の基準を定 める法令 在留資格「研修」に係る基準省 令に関する法務省告示(平成2 年8月17日法務省告示第246 号) 技能実習制度に係る出入国管 理上の取り扱いに関する指針 (平成5年4月5日法務省告示第 141号) 技能実習制度の基本的枠組み		・新規要望 ・当会重点要望項目
5062A	5062003		G02	z05007	警察 庁、法 務省、 厚生労働省、		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙 件数が過去最多を更新するなど、来日 外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増 している。厳しい雇用情勢にもかかわ らず、就労を目的として来日する外国 人は依然として多く、不法に就労する ものも少なくない。その大半は不法滞 在者であるとみられるが、不法就労よ りも効率的に金銭を得る手段として犯 罪に手を染める者も多く、大量の不法 滞在者は来日外国人犯罪の温床とな っていることが指摘されている。我が 国は、平成16年からの5年間で不法滞 在者を半減させることを政府目標とし ており、これを達成するため、警察で は、入国管理局との合同摘発を積極 的に行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するも のではないが、滞在資格を悪用して不 法滞在・不法就労する者や研修制度 等を悪用して安価な労働力を確保す るために外国人を不法に就労させる者 が存在し、これが温床となって来日外 国人による犯罪が多発する現状にお いて、治安に与える様々な影響につい	c				-		-		日本商工会 議所	3	A	外国人研修・技能実習制度 の運用緩和・拡充	外国人研修・技能実習制度に関 して、成果が一定水準を満たして いる場合の再研修・再技能実習 の制度化、受け入れ人数枠の拡 大や技能実習移行対象業種の拡 大、研修中の夜間を含むシフト勤 務の許可、受け入れ手続きの簡 素化・迅速化等、近隣諸国および 国内企業のニーズに沿った運用 緩和・拡充を図られたい。 特に、構造改革特区における受 け入れ人数枠の規制緩和措置に ついて、その効果を検証し、早急 に全国的な規制緩和に踏み切る ことが望まれる。	諸外国の産業の振興、特に発展途上国の社会 経済の発展の担い手となる人材の育成に協力 することを目的に、従来よりもさらに踏み込んだ 技術、技能、知識の伝授を行える環境を整備い ただきたい。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施 行規則 技能実習制度に係る出入国管 理上の取扱いに関する指針			

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望種別(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5029A	5029001			z05008	警察庁、	道路交通法第128条 道路交通法施行令第52条 道路交通法施行規則第43条 会計法第7条第1項 日本銀行法第35条第1項等	反則金のクレジットカードによる決済は行われていない。	c		反則金は国庫金であり、その収納に係る事務は、会計法等国の会計法令に基づいて行われており、反則金についてクレジットカードによる納付を認めるか否かについては、会計法等を所管する財務省等との関係もあり、当庁が代表して回答できる立場にはない。 反則金を納付するか否かは、反則者の任意に委ねられており、反則金は家庭裁判所の審判に付されることとなるものであり、そもそも「反則金の回収業務」は制度上存在せず、したがって、「反則金の回収業務」に警察官が当たることはなく、警察力の合理化とは無関係である。	要望者から以下の再意見が寄せられており、共同検討の開始も含め、再度検討をお願いします。 ○「反則金の回収業務は制度上存在せず、警察官がその回収業務に当たることはないが、警察力の合理化とは無関係」とのご回答がございましたが、当連絡会では、仮納付が未納だった場合は交通反則金返還センターにおいて新たに本納付書を作成・交付(または郵送)、本納付が未納だった場合は電話や八幡千等により本納付が未納であることの連絡および更に本納付書を作成・交付(または郵送)などの業務が発生していると認識しております。要望事項において「反則金の回収業務」と記載したのは、あくまでも反則者が任意で納付することを前提に、警察が実施されている前述のような手続を業務として認識しております。従って、クレジットカード決済を導入することにより、このような手続を業務が減り、従来その業務に投入されていた警察力を他の犯罪の取り締まりに再配分できるものと考えております。 ○クレジットカード購入の可否については代表して回答する立場にない」とのご回答でしたが、財務省からは、本年6月の規制改革要望において、まずは警察庁にて問題点・課題点について検討がなされ、整理された時点で改めて検討するとの回答がございました。また、本年11月に施行された地方自治法改正などにおいても、総務省が地方公共団体やクレジットカード会社等と情報交換を行い、問題点・課題点を整理し、最終的に法改正を経て、クレジットカード決済が認められた例もございます。 ○当連絡会いたし申ししても、他省庁とも協議する必要があることは十分に理解しております。しかし、財務省からの回答を踏まえ、まずは現在警察庁で想定されている、クレジットカード決済導入における問題・課題について共同で検討(問題点・課題点の整理、対応策など意見交換など)させていただくことが、クレジットカード決済導入に向けた第一歩であると考えております。つきましては、共同検討の開始も含め、本年について再度ご検討いただきますようお願いいたします。	c	反則金制度は、刑事手続の特例として定められているものであり、警察本部長の通告手続を経てまもなく、違反者が反則金を任意に納付しない場合には、本来の刑事手続により処理されることとなること、納付率の向上自体を目的としていない。 また、反則金制度の趣旨を踏まえると、道路交通法に違反した者の便益のために、公費を支出してクレジットカード納付のためのシステムを構築することは適当ではない。 なお、前回回答のとおり、公金納付は会計法等に基づいて行われており、本件について当庁が代表して回答する立場にはない。	クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社28社、別紙社名一覧ご参照)	1	A	交通違反に係る反則金(罰金は除く)のクレジットカード決済の導入の件	○交通違反の反則金の納付について、インターネットを活用したクレジットカード決済を導入することで、警察における反則金回収業務を効率化し、警察力の更なる有効活用を図る。	違反者データの即時反映システムの構築 インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済 反則者に代わりクレジットカード会社が反則金を国に納付(第三者納付)	○交通反則金のクレジットカード決済を導入している海外諸国の中で、米国ボストン市ではインターネット・電話受付による交通反則金のクレジットカード決済を導入後、回収率が65%から85%へ向上した実績が判明している。 ○ビザ・インターナショナル調査 ○これは反則金支払の利便性を向上した結果と思われるが、回収率の向上は警察事務の合理化に直結し、従来回収事務に当てられていた警察力を犯罪者の取り締まり強化につなげるものと考ええる。 ○よって本提案は道路法に違反した者の便益のための提案ではなく、警察の反則金回収事務合理化のためのものとご認識頂きたい。 ○一方反則金は会計法に基づいている為、回答する立場にないことであるが、この度自治法が改正され、地方自治体においてクレジットカード取扱いが可能となった。財務省からも、まずは各府省(警察庁)が諸問題を検討され、仮にそれが整理されるのであれば当省としても改めて検討するとの回答を得ている。 ○よって、所轄官庁である警察庁にて、インターネットによるクレジットカード決済導入による反則金回収業務の効率化について、先ずは当連絡会と共同で研究することをご検討頂きたい。	道路交通法	反則金のクレジットカード決済については、自らがクレジットカード番号、有効期限等を入力し、反則金の納付手続きを行なうため、十分に本人の意思が介在しているものと思われる。交通違反反則金制度の主旨に沿うものであると考えます。 インターネットでのクレジットカード決済における本人認証につきましても、現在は3Dセキュア等認証スキームが確立し、既に普及段階に入っています。 尚、インターネットでのクレジットカード決済を実現するためには、反則者データの即時反映システムの構築が不可欠と考えます。	
5031A	5031001			z05009	警察庁、	道路交通法第22条第1項 道路交通法施行令第27条第1項	高速自動車国道においては、大型貨物自動車の法定最高速度は80km/hである。	c		大型貨物自動車に係る交通死亡事故の発生実態は、 ○ 速度超過を原因とする割合が高いこと ○ 危険認知速度の大半が80km/h以上であること ○ 死亡事故率が普通乗用車等に比べて高いこと など、従前と比較して傾向は何ら変わらない。 また、本年上半年の高速自動車国道等における大型貨物自動車が第一当事者となっている死亡事故の発生件数は、前年と比べ50%増加しており、依然高水準で推移している状況から、現在、大型貨物自動車の法定最高速度を80km/hとしていることを変更することはできない。		-	(社)全日本トラック協会	1	A	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速自動車国道における最高速度は、大型トラックと牽引装置により牽引状態にある車両のみが80km/hに抑えられており、同一の走行車線に速度の異なる車両が混在して走行することは、車両の安全走行を妨げるばかりか、事故を誘発する一因にもなりかねない。他の交通も含む、高速道路の円滑な走行を確保する観点から、高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制を現行の80km/hから100km/hに引き上げるなど見直しをお願いしたい。	道路交通法施行令第27条の2第1項			
5031A	5031002			z05010	警察庁、国土交通省、	道路交通法第4条	道路交通法第4条において、都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置して、車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができることとされており、また、当該交通規制は、対象を限定して行うことができることとされている。	d		特定の自動車の種類に係る通行禁止や車両通行区分等に関する規制は、危険の防止や当該種類の自動車が道路を通行することにより発生する騒音・振動等の交通公害防止等を目的として行われているものである。 したがって、これまで実施してきた交通規制は、今回の道路交通法の改正による運転免許制度の変更を直接の契機として変更されるものではないが、都道府県公安委員会が、上記の目的を達成するため、個々具体的な道路状況等に応じて交通規制を実施するものであり、現行制度においても、御提案のあった車両総重量11トン以上の車両を対象とする交通規制を個々具体的な道路状況等に応じて実施することは可能である。 なお、具体的要望については、都道府県警察に相談された。		-	(社)全日本トラック協会	2	A	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直しについて	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直し	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直しについて	道路交通法改正により、貨物自動車に係る運転免許制度は、「大型免許」を車両総重量 11トン以上とし、同じく5トンから11トンを「中型免許」として創設されましたが、運転免許制度の基準と同様にその他の規制及び有料道路の通行料金区分等について、「大型」は車両総重量11トン以上とするよう見直しをされた。	国土交通省「道路運送車両法61条、同法施行規則第11条-第1号様式、道路運送車両の保安基準第8条・第18条の2・第41条・第44条・第48条の2、貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条・第9条、道路整備特別措置法第2条の4、警察庁・国土交通省「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令第2条(別表1・305・305の2・327の2)、第9条(別表5・109の4)」			
5041A	5041030			z05011	警察庁、	道路交通法第4条第1項又は第2項、第45条第1項	(1) 都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、道路標識等を設置して駐車禁止規制等の交通規制を行うことができることとされている。 (2) 道路交通法第45条第1項の規定による駐車許可の手続等については、都道府県公安委員会が定めており、これに基づき警察署長が事務手続を行っている。	d		(1) 要望 について 都道府県公安委員会において、貨物自動車を除外することが可能な場合には、補助標識により貨物自動車を駐車禁止規制から除外しているところである。 なお、具体的要望については、都道府県警察に相談された。 (2) 要望 について 駐車禁止規制の対象となる車両については、個別の状況に応じ、都道府県公安委員会が定めているところである。 なお、具体的要望については、都道府県警察に相談された。 (3) 要望 について 警察庁として、各都道府県における手続が極端に異なったものとならず、また、申請者の利便にも配慮したものとなるよう指導に努めているところである。	要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示された。 実際の運用の中で、一番困るのが、各都道府県警察に相談とありますが、各都道府県警察ごとに対応が異なるのであれば、広域かつ不特定な場所に納品する物流業者は、関連する地域全ての警察に相談・申請をあげなければなりません。また、各都道府県警察の対応も異なる為、処理が煩雑で、判断も統一されていないという問題点が残ります。 上記に関して、物流業者だけではなく、工事車両やメンテナンス業者、クリーニング屋車両等、掲載活動に支障が出ている会社も多いと思います。地域での統一判断や、処理を期待するところ です。	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	30	A	違法駐車対策に関する要望	トラック業界では、各自治体、荷主団体等に集荷配送用トラックの駐車場確保と施設整備の促進、荷捌き作業への協力を要請している。また、各事業者は、民間駐車場の利用、2人乗務、駐車許可の取得等に積極的に取組んでいる。しかしいずれの措置も限界があり、コスト的にも大変厳しい状況に遭遇しているのを、違法駐車対策における改善を要望したい。	集配中の営業貨物自動車については、駐車禁止規制から除外する。例えば、「スムーズ東京21」で設定されている荷捌き施設における規制では、「貨物の積み下ろしを除く」を「貨物集配中の貨物車を除く」へ変更する。なお、許可制の運用では、許可申請手続きの標準化、統一化、迅速化を図る。	国民の生活にとって重要な物流を担う営業用貨物自動車 が、規制除外措置を受けることにより、物流の円滑化を確保できる。また、慌てて行なうことによる事故の発生を防ぎ、運送事業者のコスト負担を軽減することができれば、物流コストを抑えることが可能となり、わが国産業活動の活性化と生産性向上に寄与することができる。	道路運送法				

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	措置 の分 類	措置 の 内 容	措置の概要 (対応策)	要望主体	要 望 事 項 番 号	要 望 種 別 (規 制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5041A	5041047			z05012	警察 庁、法 務省、 厚生労働 省、			c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同摘発を積極的に行っているところである。提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、在留資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や在留資格を悪用して入国させた外国人を人身売買等により不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。						日本ニュー ビジネス協議 会連合会	47	A	海外からのスパ・セラピスト の受け入れ種の拡大	出入国管理及び難民認定法において、外国人労働者の受け入れを許可しているが、現在のところ、スパ(温浴+各種施術による心身の美容健康増進)のセラピスト(その施術者・サービス提供技能者)の受け入れの要件が明確化されていない。このため、国内において、海外の優れたスパ・セラピストによるサービスに提供を受けることが容易でなく、また、関連産業の発展の阻害要因にもなりかねない。	出入国管理及び難民認定法においては、外国人労働者の受け入れに際して、一定の技能を有する者については、例えば、料理人、建築士、ぶどう酒鑑定など、特定の分野においては受け入れ要件が明確に位置付けられている。スパ・セラピストについても同様な要件を設定していただきたい。	国民にとって、海外の優れたスパサービスの提供を受けることが可能になり、心身のリフレッシュや健康な生活の向上が期待される。また、国内において、関連するサービス産業の発展が期待される。	出入国管理及び難民認定法第5条及び7条	
5041A	5041061			z05013	警察 庁、	古物営業 法 (昭和24年法律 第106号)第3条 第1項	古物営業を営もうとする者は、営業所(営業所のない者 は、営業所(営業所のない者 をいう。)が所在する都道府県 ごとに都道府県公安委員会 の許可を受けなければなら ないとされている。(古物営業 法第3条第1項)	c		古物営業は、古物の売買等を行う営業形態から盗品等を取り扱う蓋然性が極めて高いものである。そのため、届出制のように何人でも自由に営業できる制度となった場合には、盗品等と知りながらこれを買受けるような不適格者が現れるなど、財産犯の防止等に重大な支障を生じることとなる。したがって、特定の条件を満たす者に限り古物営業を認め、その他の者については古物営業を認めないとする許可制をとることが必要である。古物商等の遵守事項(古物営業法第3章)として規定されている標識の提示や管理者の選任は営業所等に関するものであり、確認等及び申告や帳簿等への記載等は営業所等においてなされるものであり、品触れと差止めは営業所等に所在する古物に関するものであり、営業所等と当該営業所等に集積する古物に着目した内容となっている。したがって、営業所等を管轄する都道府県公安委員会であれば古物商等に対する実効的な指導監督を行うことは困難であることから、都道府県公安委員会制度の下において、本店所在地を所管する公安委員会に許可申請を行えば、それ以外の公安委員会に対する許可申請を不要とすることは困難である。					社団法人日本 ニュービジ ネス協議会連 合会	61	A	古物商許可申請の緩和	「届出制」にし、一度「届出」をした場合、欠格事由が発生しない限り古物営業を営めるようにしてもらいたい。また、本社の「届出」で国内の営業所で古物営業を営めるようにしてもらいたい。	許可申請作業が煩雑であり、返納のたびに許可申請作業、費用が発生するため。	古物営業法			
5046A	5046001			z05014	警察 庁、	道路 交通法 第22条 道路 交通法 施行令 第27条 第1項 第2号	道路標識等により、最高速度が指定されていない場合、三輪自動車が高速自動車国道の本線車道を通行する場合の最高速度は、80キロメートル毎時とされている。	c		当庁で把握している、いわゆるトライクに係る交通事故においては、全事故中、3割以上の交通事故で死亡者を出していることから、いわゆるトライクの法定速度引き上げについては、道路交通の安全の観点から認められない。	貴庁は、左措置の概要(対応策)において、「いわゆるトライクに係る交通事故においては、全事故中、3割以上の交通事故で死亡者を出していることから」と回答しているところ、「3割以上」という数値について、二輪、四輪等其他の種類の車両の交通事故において死亡者が発生した事故が占める比率との比較において、当該数値が高いのか低いのかにつき述べられたい。	c			4輪車の交通事故発生件数に占める死亡事故の割合は0.64%、二輪車の交通事故発生件数に占める死亡事故の割合は1.31%であり、いわゆるトライクに係る交通事故発生件数に占める死亡事故の割合は非常に高いことから、いわゆるトライクの法定速度引き上げについては、道路交通の安全の観点から認められない。	個人	1	A	高速自動車国道(以下高速 道路)における、三輪自動車 の最高速度緩和。	現行 80km/h 要望 100km/h	具体的要望内容と同じ	二輪車の高速道路での最高速度は100km/hだが、二輪車よりも車輪が一輪多く走行安定性のよい三輪自動車の最高速度は80km/hのままである。これはオート三輪時代の名残であると思われるが、現在市販されている三輪自動車(いわゆるトライク)は100km/hの走行が可能で物ほとんどである。上記の理由により、三輪自動車が自動二輪車よりも最高速度が低いのは、論理的に矛盾している。	道路交通法施行令 第27条第2項	
5051A	5051003			z05015	警察 庁、	道路交通 法第65条、 第67条 第2項 刑事訴訟 法第189 条第2項 自動車安全 センター 法第29条 第1項第5 号 自動車安全 センター 法施行規則 第10条	交通事故発生時には、道路交通法又は刑事訴訟法の規定に基づき、必要に応じて当事者の飲酒の有無を調査している。 他方、交通事故証明書の記載事項は、自動車安全運転センター法第29条第1項第5号及び同法施行規則第10条に基づき、事故の発生日時、場所、当事者の住所及び氏名、事故類型その他当該交通事故に関する事実を証するため必要と認められる事項とされており、交通事故当事者の飲酒の有無についての記載はなされていない。	c		警察では、飲酒運転を始めとする悪質性、危険性の高い違反の取締りを強力に行っているところであり、交通事故発生時においても、道路交通法又は刑事訴訟法の規定に基づき、必要に応じて当事者の飲酒の有無を調査している。 交通事故証明書は、事故発生日時等の交通事故に関する事実を証するために発行されるものであり、交通事故の原因等を明らかにするためのものではないことから、御提案にある「飲酒の有無」について記載することはできない。 また、個別の事故における飲酒事実の有無等の事故原因や過失については、最終的には裁判を通してその事実が証明されるものであり、その手続を経ることなく交通事故証明書に記載することは適当ではない。	要望者に確認したところ、要望者は、飲酒の事実に関する調査(呼気検査)を行った際に当該調査によって検出された呼気中のアルコール濃度等の記載を求めており、交通事故の原因が飲酒運転であった旨の記載を求めているわけではありません。同様に裁判を通じてその事実が証明されるべき飲酒事実の有無等の事故原因や過失の記載を求めているものでもありません。 以上の点を踏まえ、要望について再度ご検討の上、ご回答ください。	c			前回答のとおり、交通事故証明書は事故発生日時等の交通事故に関する事実を証するために発行されるものであり、飲酒事実の有無をこれに記載する必要はなく、また、飲酒事実の有無は最終的には裁判を通して証明されるものであるため、その手続を経ることなく交通事故証明書に記載することは、当事者の利益や犯罪捜査の適切な遂行を確保する観点から適当ではない。	(社)日本損害 保険協会	3	A	交通事故発生時の飲酒の 事実に関する調査の強化等	交通事故発生時の飲酒の事実に関する調査を一層強化するとともに、飲酒の事実の有無については交通事故証明書に記載されていることにより、保険会社において同証明書により当該事実を確認する。	交通事故発生時には飲酒の事実に関する調査(呼気検査)を義務付ける。 また、運転者の飲酒の事実の有無につき交通事故証明書に記載されることにより、保険会社において同証明書により当該事実を確認する。	飲酒運転による重大事故が社会問題化している中で、交通事故について「飲酒の事実」に関する調査を義務付けることで飲酒運転への牽制効果が期待できる。 また交通事故証明書の中の当事者に関する「事故時の状態」の欄に、「飲酒の事実」があった場合にはその旨を記載することにより、保険会社として「飲酒の事実」の有無について正確に把握し、不正請求に対してより一層厳正に対応できるようになる。 なお、飲酒運転と事故との因果関係や過失性については裁判を通して証明されるものであるが、酒気帯び運転であるかは運転時の呼気中におけるアルコールの身体保有濃度という客観的事実により判定されるものであり、交通事故証明書には上記に関する客観的数値の記載を要望するものである。	道路交通法第65条 同法第67条第2項 自動車安全センター法第29条 第1項第5号 同法施行規則第10条	

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望種別(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5051A	5051016	2		z05016	警察庁	古物営業法(昭和24年法律第108号)第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物競りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	c		右要望主体から「インターネットオークションサイトにおいて盗難自動車、カーナビゲーションやカーステレオなどの盗品の流通防止のために、インターネットオークション事業者の申告義務違反に対する何らかの措置が必要と考えているが、今後とも有効な対策について継続して検討したい。」との再意見が提出されているところ、貴庁の見解を示されたい。また、貴庁は、左措置の概要(対応策)において、「検討を継続的に実施していきたいと考える。」と回答しているところ、当該回答を前提にすると、措置の分類は、いである。、検討内容及び検討開始時期等を明示するべきが相当ではないか。この点につき、貴庁の見解を示されたい。					盗品等の流通防止については、警察において、古物競りあっせん業者に対して、インターネットオークションサイトの運用の改善に関する指導、競りの中止命令の効果的な発出を始めとした所要の施策を今後とも検討、推進していくべきものと考えており、また、大手の古物競りあっせん業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されているところである。 よって、現状においては、古物競りあっせん業者の申告義務違反に対する新たな規制を設けなければならない特段の事情は認められず、規制の新設を予定していないため、措置の分類はである。	(社)日本損害保険協会	16	A	自動車盗難対策の強化 インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	盗品等の流通防止については、警察において、古物競りあっせん業者に対して、インターネットオークションサイトの運用の改善に関する指導、競りの中止命令の効果的な発出を始めとした所要の施策を今後とも検討、推進していくべきものと考えており、また、大手の古物競りあっせん業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されているところである。 よって、現状においては、古物競りあっせん業者の申告義務違反に対する新たな規制を設けなければならない特段の事情は認められず、規制の新設を予定していないため、措置の分類はである。	中古車の不正輸出や不正流通のルートに対する対策を実施すること、我が国における自動車盗難を減少させ、約1000億円を超えると推定される社会的損失や二次犯罪の発生を抑える効果が期待される	自動車盗難の現状を概観すると、2005年(前年)の自動車盗難件数は前年比20.4%減の46,720件となり、6年ぶりに50,000件を下回った。この減少傾向は2008年も続いているものの、銀行強盗などの二次犯罪に盗難自動車利用されるなど、自動車盗難は依然として重大な社会問題であると考えている。 また、昨今の検挙率から組織化された窃盗団が数百台から千台の盗難車を盗み、買取店へと取引を行う場面の不正な流通が顕著となっている実情が報告されている。 このような状況の中で、盗難自動車や車上において盗まれたカーナビゲーションシステム、カーステレオの流通を阻止する取組みは、盗品を資金化するルートを遮断することになり、何かな盗難自動車対策であると考えている。 1、2005年7月1日から実施された、中古自動車にかかる改良通関の廃止、輸出・再輸入後登録証明書の原本提示の義務付けおよび税関における証明書の原本と照合の対応策の実施により、盗難自動車の不正輸出が困難となり、自動車盗難件数の減少に大きく貢献したものとされている。この不正な不正輸出手形の仕組みは、現行法ではあるが、返送率はよりチェックがゆるい輸出の手段を用いて盗難自動車の不正輸出を繰り返すことが想定され、今度はコンテナ通関に対する検閲の強化が図られることとなる。 2、2006年2月に警視庁は通関手続きを完了したコンテナから、イモバイザーを破壊した車を盗む盗難自動車1台を発見した事例。このようにコンテナに積み込まれた事例も報告されており、対策を怠れば、盗難自動車の主たる不正輸出の手段として、コンテナ輸出が利用されることが懸念され、コンテナ内には盗難自動車が含まれない限り輸送に確保することが必要であると考える。 しかしながら、大量に輸出されているあらゆるコンテナの貨物をすべて盗難自動車を確認のためにチェックすることは極めて困難であることから、仕向け地や輸出業者による見込みを行ったうえで、コンテナへ監視装置が配備されている車にのみイモバイザーを装着することによる検査を実施することとする。 化する方法が考えられる。また、特に内陸部で積み込まれるコンテナについては輸送時間は短いにもかかわらず、密封時にコンテナ内の貨物をチェックすることで不正輸出を防止する効果が期待される。このようなケースに対しては、出前地帯や仕向け地、輸出業者などに応じて、積み込み・搬入・搬出の検閲の強化の措置を実施することとして、大幅な改善が図られるものとする。	古物営業法第21条の3(申告) 2、インターネットオークションに、車検証が備わっていないか。車台番号のない自動車が出品されていることがある。インターネットオークションは不特定多数の個人が取引を行っており、売買の主体が見えにくいシステムである。そういったことから、盗難自動車やカーナビゲーションシステムなどの盗品の不正流通経路としてインターネットオークションを利用するケースが今後増加していることが予想される。 そういった状況の中でインターネットオークション事業者がサイトに盗品が混入しないように管理を強化し、盗品の流通を阻止することは事業者の責任として必須であると考えている。 警察庁では、古物営業法第21条の3の規定により、古物競りあっせん業者に対して、盗難自動車の流通防止のために、インターネットオークションサイトの運用を改善するよう指導されていると聞いているが、盗難車や盗品インターネットオークションで流通されないような手段を講じる必要がある。そういった観点から、オークション事業者が盗品の申告義務に対して違反した場合には行政処分・罰則を制度化するなどしてオークション事業者の責任をさらに強化願いたい。	
5054A	5054050			z05017	内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省、	テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定)	・旅館業の経営者は、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合には、その者の国籍及び旅券番号を宿泊者名簿に記載しなければならない。 ・氏名及び旅券番号等を宿泊者名簿に記載する際には、当該宿泊者に対し、旅券の提示を求めるとともに、その写しを宿泊者名簿と共に保存することとする。	c		外国人宿泊者に係る旅券の写しの保存の指導については、「テロの未然防止に関する行動計画」(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)を踏まえ、外国人宿泊者に係る宿泊者名簿の記載事項の正確性を担保することによって関係行政機関による外国人テロリストに関する正確かつ迅速な情報収集や追跡調査等に支障を来さないようにすることを目的として措置したものである。 要望内容にある、旅行会社等から入手する国籍、旅券番号等を記載した団体旅行者名簿による確認による代替については、旅行会社等から入手する名簿の内容が正確であるという保証は必ずしもなく、これをもって外国人団体ツアーの場合において旅券の写しの保存の省略を認めることは、テロに対する国民の安全等を確保するという当該措置の趣旨・目的と照らし合わせると、困難である。						(社)日本経済団体連合会	50	A	旅館・ホテルにおける外国人宿泊者の旅券写しの取得・保存の見直し	外国人宿泊者に係る旅券の写しの取得・保存を省略できるようにすべきである。		旅館・ホテルが旅行会社等から国籍及び旅券番号等を記載した団体旅行者名簿を予め入手できる外国人団体旅行者に関しては、同名簿と提示を求めた旅券を照合することで宿泊者名簿に記載する氏名および旅券番号等の正確性を確保できる。少なくとも他の方法によって正確性を確保できる場合は、旅館・ホテルの現場における混乱の発生をできる限り回避するよう、旅券写しの取得・保存の省略を認めるべきである。 「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について(平成18年8月14日)」では、「テロに対する国民の安全等を確保するための施策の1つとして、その必要性が高いから、これを廃止することは困難である。」とされており、本要望は、当該措置の廃止ではなく、運用の改善を求めているものであり、この点に留意した回答を求めたい。	テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定) 旅館業法施行規則第4条の2 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成17年2月9日厚生労働省健康局長通達)旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項について(平成17年2月9日厚生労働省健康局長通達)局生活衛生課長通達	「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定)」に基づき、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)が改正され、2005年4月1日より、旅館・ホテルの宿泊者名簿に外国人宿泊者の国籍ならびに旅券番号の記載が義務づけられるようになった。併せて、厚生労働省健康局長通達により、当該外国人宿泊者の旅券のコピーをとり、宿泊者名簿とともに保存するよう指導されている。
5054A	5054067	2		z05018	警察庁	古物営業法第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物競りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	c		盗品等の流通防止については、警察庁において、都道府県警察を通じて、古物競りあっせん業者に対して、インターネットオークションサイトの運用の改善に関する指導を実施しているところであり、また、大手の古物競りあっせん業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されているところである。 よって、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められないが、今後、状況に応じて、インターネットオークションサイトにおける盗品等の流通防止のための検討を継続的に実施していきたいと考える。						(社)日本経済団体連合会	67	A	自動車盗難対策の強化 インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	自動車盗難を減少させるべく、中古車の不正流通を阻止する対策を実施すべきである。 インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	別添資料 参照	古物営業法第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物競りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは直ちに警察官にその旨を申告しなければならないとされている。	
5054A	5054068			z05019	警察庁、	自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第2条 第1項 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条第2	自動車の保有者は道路運送車両法第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。)又は同法第13条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。)を受けるため必要な自動車保管場所証明書の交付の申請に当たっては、自動車保管場所証明書の交付の申請に当該申請に係る場所の付近の道路及び自標となる地物を表示した当該申請に係る場所の所在図等を添付しなければならないこととされている。	c		自動車保管場所証明書の申請手続において、所在地の地図の添付を必要とするのは、使用の本拠の位置並びに申請に係る場所の付近の道路及び自標となる地物を把握するためである。 自動車保管場所の証明書は、申請に基づき現地調査を実施した上で、警察署長が申請とおり適正に保管場所が確保されていることを証するものであり、所在図の添付を省略した場合、申請に係る場所の付近の道路及び自標となる地物が把握できず、現地調査が実施できないおそれがあることから、これを省略することは困難である。 なお、平成12年3月、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正し、申請者が自動車を買い替える場合等であって、申請に係る自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置が旧自動車と同一であるときは、保管場所の所在図の添付を省略することができるように所要の規定を整備し、国民の負担軽減を図っている。					要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。 現地調査の実施については、地図の添付の有無とは関係なく、申請書に住所が記載されていれば現地調査を行うことは可能だと思います。 また、仮に地図が必要であるという場合であっても、要望理由にもありますように、所轄警察にある地図で確認できると思われます。 及び、ではなぜ不十分なのかのご説明をいたさた。また、要望理由にも記載しております、ユーザーのコスト負担軽減や「添付書類の原則省略」などの観点から、改めて所在図添付の省略についてご検討いただきたいと思います。		(社)日本経済団体連合会	68	A	自動車保管証明申請時の添付資料の省略(新規)	保管場所の所在図の添付を省略した場合、使用の本拠の位置並びに申請に係る場所の付近の道路及び自標となる地物を把握するため、窓口において、都度、警察署に備えられた管内地図により確認することになり、今以上の時間が必要となるほか、新興住宅地等管内地図に記載されていない場合や申請書の住所欄の記載に誤りがあれば現地調査員が保管場所に到達できない場合も想定されるなど、所在図を省略することにより自動車保管場所証明手続の迅速かつ円滑な実施に支障が生じかねず、むしろ申請者に不利益な場合が生ずることとなると考えている。 なお、保管場所の地図については、申請者によって添付に係る負担が過大にならないよう手書きで簡便に作成したもので足りることとしているところである。	所在地確認については、その他の添付資料に使用者住所の記載があり、所轄警察における地図で容易に確認できる。すでに2000年より車の買換えの場合、所在地が従前と同一の際には、所在図の添付は不要とされている。 また、自動車の登録においては、2005年12月26日からワンストップサービスが稼働し、所在地の地図をスキャンニングするにあたっては、スキャナーの解析度も高度なものが要求され、本人申請の場合のコスト増加は否めない。 「骨太方針2006」における電子政府関係のオンライン利用促進手続関係でも、「添付書類の原則省略」が決定されていることから、ユーザーの利便性向上、経費削減の観点から添付を省略すべきである。	自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5054A	5054072			z05020	警察庁、法務省、厚生労働省、		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同捜査を積極的に行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、介護福祉士の資格を取得する目的のみをもって在留資格を認めることとした場合、当該制度を適用して不法滞在や不法就労が行われるおそれがあることから、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	c					-			(社)日本経済団体連合会	72	A	外国人の介護分野での在留資格の整備	介護業務に関する専門性を有する介護福祉士については、全国の介護事業者等からの要望を踏まえて新たな在留資格を設け、わが国における外国人の介護分野での就労を認めるべきである。同時に、わが国の高校卒業と同等程度の中等教育を修了した外国人で一定の日本語能力を有する者については、「留学」等の在留資格においてわが国に2年間滞在し、厚生労働大臣の指定した養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することを認め、介護福祉士の資格取得後、新たな在留資格に変更することを可能とすべきである。 (*)	(*) 将来的には、介護福祉士試験の受験による国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者がホームヘルパー等の公的資格を取得してわが国で就労することを認めるとともに、これらの資格取得を支援すべく、わが国の訪問介護員養成研修事業者等が日本語教育ならびに日本と同様の課程を実施する分校を海外で設置できる制度を設けることを検討すべきである。	少子高齢化が一層進展する一方で、日本人介護福祉士の離職率の高さにより、要介護者の十分なケアがなされない実感が深刻化する状況下、わが国の介護福祉士国家資格を取得した外国人については、専門的・技術的分野に該当する労働者とみなすべきである。また、質・量ともにコントロールされた介護人材を外国から受け入れることは、高齢社会への現実的な対応のみならず、肉親の看病や在宅介護から解放される者の就業率の向上を通じて、わが国経済社会の活性化を促す一助となるものと期待される。今般、看護師・介護福祉士の受入れスキームを含む日比経済連携協定(EPA)が締結されたことは、これまで専門的・技術的分野とみなされてこなかった介護分野における外国人就労への第一歩として、評価できる。しかしながら、わが国の介護サービスの維持・充実の観点からも、EPA交渉において合意した場合に限らず、同分野での外国人受け入れの一層の促進に取り組むべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 社会福祉士及び介護福祉士法 介護保険法	2006年9月9日に日比EPAが締結され、一定の要件を満たすフィリピン人介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として就労することを認める(滞在期間の上限4年)とともに、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労が認められることとなった。同時に、日本語の研修修了後、課程を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する特組も設けられることとなった。しかし、与えられる在留資格が「特定活動」と暫定的な対応となっているほか、他の外国人については、例えば介護福祉士の国家資格等を取得しても、介護分野での就労を目的とした入国は認められていない。こうした中、自民党・外国人労働者等特別委員会においては、「FTA・EPA交渉の経緯も踏まえ、外国人介護福祉士が、我が国の国家資格を取得した場合には、期間更新が可能で、我が国で就労できる在留資格の整備を検討する」方針が示された(2006年7月18日)。また、規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申(同年7月31日)においても「(*)/(*)専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲・要件の見直しの一として、外国人介護福祉士の就労制限の緩和が提言されている。
5058A	5058009			z05021	警察庁、国土交通省、		道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるため、やむを得ないと認めるときは、車両制限令による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、車両制限令に規定する限度を超える車両の通行を許可することができる。また、地方運輸局長は、車両の構造により若しくはその使用形態が特殊であることにより保安上支障がないと認定したときは、当該車両について、道路運送車両の保安基準を緩和することができる。また、自動車の牽引制限について道路交通法第59条第2項で「牽引する自動車の	d		御提案のような20tコンテナの多重連結輸送が、車両制限令や道路運送車両の保安基準の規定を超えるものである場合、道路管理者や地方運輸局長に個別にその使用の申請を行い、許可等を得る必要がある。また、御提案のような20tコンテナの多重連結輸送に際し、その全長が25メートルを超えたとしても、公安委員会の許可を得られれば、公道を通行することが可能である。 なお、具体的要望については、都道府県警察に相談されたい。		-			石油化学工業協会	9	A	20tコンテナの1トラクターの多重連結輸送	現在は、1トラクターに1コンテナ輸送は許可されているが、2つ以上のコンテナ連結については規定がない。CO2削減及び物流効率化のため、コンテナの多重連結を認めていただきたい	20tコンテナを1トラクターに2連結で輸送を行うことにより、CO2削減及び物流効率化を図る。	物流面での国際競争力の向上及び道路混雑緩和及びCO2削減のために効率化を図りたい。	道交法		
5058A	5058010			z05022	警察庁、国土交通省、		道路交通法第57条第1項において、車両の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ、積載をして車両を運転してはならないと規定されており、道路交通法施行令第22条第3号ハにおいて、積載物の高さは3.8メートル(公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定めるもの)にあつては、3.8メートル以上4.1メートルを超えない範囲内で公安委員会が定める高さ)からその自動車の積載をする場所の高さを減じたものとされている。	d		道路又は交通の状況により車高4.1メートルの自動車が行き支障がないと判断して定める道路(以下「指定道路」という。)の指定については、都道府県警察及び各道路管理者の現況調査や相互調整の実施後、当庁と国土交通省の最終調整を経て、都道府県警察において都道府県公安委員会規則を改正し、これを定めているところである。 なお、指定道路については、毎年度拡大しているところであり、本年度も約800箇所道路について指定に係る作業を進めているところである。具体的要望については、都道府県警察に相談されたい。		-			石油化学工業協会	10	A	車高規制の緩和	車高4.1mの車両通行が許可されている指定道路の範囲が限定されているため、4.1m車高車両の稼働が限定的となっている。指定道路の範囲を拡大することをお願いしたい。	道交法では指定道路を除く道路は車高3.8mが規定されているが指定道路(国道等)は4.1mに緩和されている。	指定道路の範囲を拡大することにより、物流効率化ひいてはCO2削減が達成できる。	道交法		
5058A	5058012			z05023	警察庁、		歩行者又は車両等は、道路標識等により通行を禁止されている道路又はその部分(以下「通行禁止道路」という。)を通行してはならない。車両は、警察署長が車庫、空地その他の当該車両の通常保管するための場所に出入するため通行禁止道路を通行しなければならない等やむを得ない理由があると認めて許可したときは、通行禁止道路を通行することができる。 この許可を受けようとする者は、申請書を通行禁止道路を管轄する警察署長に提出しなければならない。	d		通行許可は、警察署長が道路交通法施行令第6条に掲げるやむを得ない理由を把握した上で、必要に応じ、道路状況、沿道環境、交通量等の諸条件を勘案して交通の安全と円滑を図るための条件を付する必要があることから、通行禁止道路を管轄する警察署長に申請することとされているところであり、これを免除することはできないが、通行許可の電子申請については、岩手県警察等数県において既に実施中であり、その他の都道府県警察においても、他の許認可等の電子申請化に併せ、順次導入を検討しているところである。		-			石油化学工業協会	12	A	大型車進入規制の緩和について	大型車輛進入禁止規制区域において、その規制区域内に貨物の引取り先または、配達先がある場合には通行許可取得の免除或いは、申請の電子化又は、規制地域管轄の警察署ではなく運送事業者最寄りの警察署でも許可取得可能な規定の改正(警察署間の連携システムの導入等)により、所轄警察署への書類持参による手続きを緩和してほしい。	現状では、規制区域を管轄する警察署において「通行許可証」を発行しているので、当該区域内へ貨物を集配する場合は事前に所轄署に出向かなければならない。 →短期申請(1日限り)であれば、当該区域進入前に所轄署に立寄れば「通行許可証」が発行されるが、都市部では大型車が申請のために駐車可能な警察署はまず皆無であり、かつ最近では警察署自体が規制区域内にあり、許可取得の為に進入も不可能な場合が非常に増えている。 規制を撤廃・改善した場合の予想経済効果: 許可取得の為に所轄署まで往復する、時間労働力の削減(労働生産性の向上) 自動車使用の削減によるCO2及びエネルギー削減	大型車輛の通行規制自体は止むを得ないと思われるが、「通行許可証」の発行に関しては、現状では規制区域を所轄する警察署の窓口のみとなっている。規制区域内の目的地が「工場」、「倉庫」等であれば長期許可の取得という手段もあるが、スポット貨物(特に引越荷物等)であればその都度所轄署に、事前に出向かなければならないのが実感である。上記要望の許可取得免除は無理としても、所轄署以外での許可証発行又は、申請の電子化を是非検討されたい。	-		

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	要望主体	要望 事項 番号 (規制 種別)	要望 事項 番号 (大 小)	外国人労働者の受入れ拡大 専門的技術分野の人材	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)	
5062A	5062001			z05024	警察 庁、法 務省、 外務省、 文部科学 省、厚生 労働省、 経済産業 省、			C		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐり情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同捜査を積極的に行っているところである。 要望に係る制度は、当庁の所管するものではないが、滞在資格を悪用して不法滞在、不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。						日本商工会 議所	1	A		知識・技能を有する優れた専門的技術的分野の外国人労働者について、在留資格認定要件の緩和や在留期間延長など制度の見直しや手続きの合理化、簡素化を行われない。また、経済連携協定(EPA)に向けた政府間協議において、看護士、介護士等の日本での受け入れ緩和について、日本語および専門分野での能力確保を前提に、受け入れの道を開くべきである。併せて、留学生について、生活環境面を含め、わが国における就職を支援する環境を整備されたい。			国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略のひとつであり、特に、左記の事項に重点的に取組んでいただきたい。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施行規則	
5062A	5062002			z05025	内閣官 房、警 察庁、法 務省、文 部科学 省、厚生 労働省、			C		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐり情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同捜査を積極的に行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、滞在資格を悪用して不法滞在、不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。						日本商工会 議所	2	A	外国人労働者の受入れ拡大 わが国で不足が予想される分野の人材	今後、労働力不足が予想される製造、林業、観光、福祉など、わが国の経済社会や国民生活にとって不可欠な産業分野において、一定の管理の下に労働者を受け入れる制度を創設されたい。仮に、すぐさま全国一律の制度として導入することが著しく困難であるならば、まずは構造改革特区制度を利用し、台湾方式による受け入れ制度の導入を検討されたい。			国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略のひとつであり、特に、左記の事項に重点的に取組んでいただきたい。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施行規則	
5063A	5063001			z05026	警察 庁、財 務省、	未成年者喫煙禁止法第4条	未成年者喫煙禁止法第4条では「煙草又は器具を販売する者は、年齢確認を行うことが困難である自動販売機による販売は、将来的には、国民の合意の下に、廃止されるべきものであると考えられる。 なお、未成年者がたばこを購入しないよう、店内に又は店舗と接して設置され、かつ、従業員のいる場所からその自動販売機及び利用者を直接かつ容易に視認できる状態であれば自動販売機の十分な管理、監督が行われているものまで、現時点ですべて撤去する必要性は乏しいものと考えられる。 警察庁としては、未成年者喫煙禁止法に基づく厳正な取締りの推進のほか、たばこ小売販売に係る関係業界に対して、関係省庁と連携して、たばこ自動販売機の適正な管理の徹底等について、自主的な取組みを要請しているところであり、今後も、未成年者の喫煙防止を図るため、関係業界における取組み状況等を踏まえ、未成年者がたばこを容易に入手できる環境の改善等について、関係省庁と協力して検討してまいりたい。 なお、成人識別装置付き自動販売機については、対面による販売と同等に未成年者の購入防止の効果があるかどうか、慎重な検討を要するものと考えている。」	C		以下要望者意見を踏まえて、再検討されたい。 「(1)長年にわたり(40～50年も)、未成年者が自販機でタバコを容易に入手できてきている現実があり(7～8割は自販機で入手しているとのデータが公表されている)、酒類については、業界の自主性と行政指導で自販機撤去が徐々に進んできているのに対し、タバコ自販機ではその行政指導すらなされてこなかった実態の自己評価をし、公表すべきである。 (2)ICカードのなりすましや代理購入、転売などで未成年者がタバコを購入する可能性が十分にあり、その抑止の法的整備がない。たとえ自販機でタバコを買う未成年者が減ったにしても、このシステムでは完全なシャットアウト(ゼロ)を担保できないのであるから、指紋識別など成人本人識別機能を付加導入しないのであれば、本システムの自販機は甚大な弊害となる前に撤廃とされるのが、未成年者喫煙禁止法及びたばこ事業法から必要とされる。 (3)またICカード式自販機は、導入しない販売店もあることから、2項は必要とされる。」	C	前回回答のとおり、販売時に購入者の年齢確認を行うことが困難である自動販売機による販売は、将来的には、国民の合意の下に、廃止されるべきものであると考えられるが、店内に又は店舗と接して設置され、かつ、従業員のいる場所からその自動販売機及び利用者を直接かつ容易に視認できる状態とされたものまで、現時点ですべて撤去する必要性は乏しいものと考えられる。 警察庁としては、未成年者喫煙禁止法に基づく厳正な取締りの推進のほか、たばこ小売販売に係る関係業界に対して、関係省庁と連携して、たばこ自動販売機の適正な管理の徹底等について、自主的な取組みを要請しているところであり、今後も、未成年者の喫煙防止を図るため、関係業界における取組み状況等を踏まえ、未成年者がたばこを容易に入手できる環境の改善等について、関係省庁と協力して検討してまいりたい。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を、推進協議会」、特定非営利活動法人「日本禁煙学会	1	A	未成年者がタバコを買いえる自動販売機は撤廃する	未成年者喫煙禁止法第四条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする)のために、タバコ製造・販売業界は、2008年に成人識別機能付タバコ自販機を導入するとしているが、これは年齢確認身分証明と写真で担保されたICカードの導入である。しかし本カードは転売されたり、なりすまし・代理購入等が可能で、未成年者が、自販機でタバコを買う可能性は十分にあり、また偽造や転売など新たな犯罪を誘発する可能性がある。未成年者のタバコ購入のシャットアウトを担保できない自販機は撤廃とすべきである。	ICカード導入=成人識別機能とタバコ業界と財務省は表現しているが、これは間違っていて、年齢確認身分証明と写真を予め郵送で申し込んで作成し二重には登録できないICカード導入に過ぎず、自販機でこれを用いてタバコを購入する人が成人かどうかまでは確認できない。 ICカードの導入だけでは、未成年者の転売買や未成年者間の強要購入などで、新たな犯罪やネット購入が可能で、未成年者が、自販機でタバコを買う可能性は十分にあり、また偽造や転売など新たな犯罪を誘発する可能性がある。 未成年者のタバコ購入を完全にシャットアウトするために、自販機は撤廃とすることによってのみ担保される。	自販機でタバコを購入する人が成人を確認するために、ICカード導入に併せ、前回の本会の指紋認証機能の付加要望は不可との回答であったし、そもそもICカード式自販機の導入は法的義務づけでないの、全部の自販機が本システムを導入するわけではなく、未成年者のなりすましや代理購入のシャットアウトを担保できない。 前回の本会の要望に対して、警察庁は「販売時に購入者の年齢確認を行うことが困難である自動販売機による販売は、将来的には、国民の合意の下に廃止されるべきものであると考えている。」と回答しているし、自販機への未成年者の不正アクセスが防止できない場合には、たばこ規制枠組条約第16条の「拘束力のある書面宣言により禁止を約束することを明らかにすること」により、タバコ自販機は早期に全面撤廃とすべきである。	・たばこ規制枠組条約(第16条他) ・未成年者喫煙禁止法 第四条 煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする(2001.12追加) ・たばこ事業法 第31条 財務大臣は、小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、深夜販売自粛を中止する考えのようであるが、これにより未成年者のなりすましや代理購入はより広がる事が予想される。					
5063A	5063002			z05027	警察 庁、財 務省、	未成年者喫煙禁止法第4条	未成年者喫煙禁止法第4条では「煙草又は器具を販売する者は、年齢確認その他の必要な措置を講ずることとされていることを踏まえ、警察庁は、関係業界に対して、たばこを販売する場合においては、例えば、口頭で喫煙者本人の年齢の確認を行うほか、身分証明書等の購買者本人の年齢が確認できるもの」の提示を求めるなど、全国民共通の年齢証明手段のない中ではあるが、できる限りの年齢確認の徹底を要請しているところである。 今後も、未成年者の喫煙防止を図るため、関係業界における取組み状況等を踏まえ、未成年者がたばこを容易に入手できる環境の改善等について、関係省庁と協力して検討してまいりたい。	C		未成年者の2～3割は店頭(コンビニやタバコ店など)で購入している実態がある。販売店では、未成年者と思われる場合には、身分証明などの提示要請を、業界として自主的に行っているとしているが、実態として、未成年者に販売がされているケースが多々あるのが当然視とされている。 これを完全シャットアウトするためには、店頭におけるタバコ販売のために、若者の場合には年齢証明の提示の法的な義務づけの整備が不可欠であるし、未成年者には絶対に販売しない制度的、法的枠組みが創設されるべきである(例えば、指紋識別など成人本人識別機能付きICカードでの購入システムの導入など)。	C	未成年者喫煙禁止法において、煙草等を販売する者は、年齢確認その他の必要な措置を講ずることとされていることを踏まえ、警察庁としては、同法に基づく厳正な取締りの推進のほか、前回回答のとおり、たばこ小売販売に係る関係業界に対して、関係省庁と連携して、未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底、従業員研修等の実施等について、自主的な取組みを要請しているところであり、今後も、未成年者の喫煙防止を図るため、関係業界における取組み状況等を踏まえ、未成年者がたばこを容易に入手できる環境の改善等について、関係省庁と協力して検討してまいりたい。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を、推進協議会」、特定非営利活動法人「日本禁煙学会	2	A	未成年者喫煙防止のためタバコの店頭販売で年齢証明の提示を法的に義務づける	未成年者喫煙禁止法第四条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする)のために、タバコ製造・販売業界は、2008年に成人識別機能付タバコ自販機を導入するとしているが、これは年齢確認身分証明と写真で担保されたICカードの導入である。しかし本カードは転売されたり、なりすまし・代理購入等が可能で、未成年者が、自販機でタバコを買う可能性は十分にあり、また偽造や転売など新たな犯罪を誘発する可能性がある。未成年者のタバコ購入のシャットアウトを担保できない自販機は撤廃とすべきである。	未成年者喫煙禁止法第4条の年齢確認、及びたばこ事業法第31条の担保がほぼ完全に出来ることにより、未成年者のタバコ購入をほぼ完全に防止できることが期待される。 未成年者のアクセス防止(購入のシャットアウト)のために販売店の自主性に任せるのではなく、この法的義務づけが必要である。	未成年者の7～8割は自販機でタバコを購入していると考えられている(厚生労働省の研究班の調査結果)。2～3割は店頭(コンビニやタバコ店など)で購入している実態がある。コンビニ等では、未成年者と思われる場合には、身分証明などの提示要請を業界として自主的に行っているが、周知が必ずしもされていないし、未成年と推測される場合も強要等により販売しているケースが報告され、報道もされている実態がある。これを防止するためには、店頭におけるタバコ販売において、若者の場合には年齢証明の提示を法的な義務づけを担保する枠組みが必要である。	・たばこ規制枠組条約(第16条他) ・未成年者喫煙禁止法 第四条 煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする(2001.12追加) ・たばこ事業法 第31条 財務大臣は、小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の許可を取り消し、又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。 9. 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)第5条の規定に違反して処罰されたとき。 10. 法人であつて、その代表者のうちに第1号、第6号又は前号に該当する者があるとき。					

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置 の分 類	措置 の 内 容	措置の概要(対応策)	要望主体	要 望 事 項 番 号	要 望 種 別 (規 制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5064A	5064001			z05028	警察 庁、環 境省	道路交 通法第 4条第 1項、第 110条 の2第 1項	都道府県公安委員会は、道 路における危険を防止し、そ の他交通の安全と円滑を図 り、又は交通公害その他道 路の交通に起因する障害を 防止するため必要があると 認めるときは、信号機又は 道路標識等を設置し、車両 等の通行の禁止その他道路 における交通の規制をする ことができる旨規定されてい る。	c		本件流入規制は、地域住民や道路利 用者等の合意形成を要するほか、基 準非適合車両の判別が困難で取締り により規制の実効性を担保することが 期待できないなど克服しがたい問題点 が多く、その実施は困難であると考え る。	以下要望者意見を踏まえて再検討されたい。 平成18年11月22日に開催された中央環境 審議会大気環境部会自動車排ガス小委員会 において、「今後の自動車排出力ガス総合対策 のあり方について(検討素案)」(以下「検討素 案」という。)が示された。 検討素案では、特に問題となる局地におい ては流入車の割合が高いことから流入車対 策を講じる必要があることを認めている が、検討素案に盛り込まれた流入車対策を 見ると、取り組むべき方策の具体性や実効性 が不明確であり、また即効性に懸念があるな ど、未だ不十分なものとなっている。 そのため、以下の点について、今後の審議 会等での審議及び国の施策に的確に反映さ れたい。 流入車対策を局地汚染の改善を進める 上で有効な取組として、明確に位置づけるこ と。 迅速で実効性のある流入車対策の具体 的な取組を明記すること。 流入車対策をはじめとする新たな制度の 構築にあたり、国と地方公共団体、事業者等 の適切な役割分担の下、地方自治体等に対 し過度の負担と責任を負わせないよう配慮し たものとする。こと。	c	前回の回答のとおり、交通規制を伴う 流入規制は困難である。	東京都	1	A	自動車排出ガスに係る抜本 的な使用過程率対策	抜本的な使用過程率対策の実施	流入車兩規制や窒素酸化物対策地 域の拡大などの追加的規制を実施 すること。 自動車NOxPM法では車検制度によっ て基準を満たさない車両は対策地域 に登録することができなくなるが、域 外からの流入車については規制がさ れていないことから、窒素酸化物に 係る大気汚染は依然として深刻であ る。については、早急に流入車規制や 対策地域の拡大などの追加的な規 制を実施すること。	首都圏の一部三県では、平成15年10月1日か ら条例によるディーゼル車規制を実施し、八都 県市で連携協力してディーゼル車対策に取り組 んでいる。都における平成17年度大気監視結果 では、浮遊粒子状物質の濃度は昭和48年度の 測定以来、初めて全測定局で環境基準を達成し たが、幹線道路沿いに残る二酸化窒素の高濃 度汚染は依然として深刻な状況にある。 大気汚染の早期解消のため、「自動車から排 出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地 域における総量の削減に関する特別措置法(以 下「自動車NOx・PM法」という。))」に基づき対策 が重要な役割を果たすことが期待されている が、国は、規制のかからない対策地域外からの 旧式車両の流入を放置するなど、高濃度汚染の 解消に向けた十分な対策を講じていない。 については、ディーゼル車等の自動車交通等 に起因する東京の大気汚染の早期改善を図るこ とを目的に要望する。	○自動車から排出される窒素 酸化物及び粒子状物質の特定 地域における総量の削減に関 する特別措置法 ○大気汚染防止法			
5064A	5064005			z05029	警察 庁、法 務省、	刑法 (明治 40年法 律第45 号)第 185～ 187条	いわゆるカジノについては、 刑法の賭博罪との関係か ら、その実施に当たっては、 新たな立法措置が必要であ る。 なお、本年6月16日、自由民 主党政務調査会観光特別委 員会カジノ・エンターテイメ ント検討小委員会が「我が国 におけるカジノ・エンターテイ メント導入に向けての基本方 針」を策定・公表している。	c		カジノについては、刑法の賭博罪との 関係から、その実施に当たっては、競 馬法、モーターボート競走法のような 特別の立法措置が必要である。 警察庁としては、カジノ実施に伴い、暴 力団や外国人犯罪組織等の関与のほ か、少年の健全育成への悪影響、地 域の風俗環境の悪化等が懸念される ことから、自由民主党政務調査会観光 特別委員会カジノ・エンターテイメント 検討小委員会が「我が国におけるカジ ノ・エンターテイメント導入に向けての 基本方針」を策定する過程において、 これらの治安上の観点から、必要な意 見を申し述べたところである。	-	-	東京都	5	A	カジノ実現に必要な法整備	・カジノを実現するために、必要な 法整備を行うこと。 -その際に、地域の実情に即した カジノ運営を可能にするしくみとす るなど、地方自治体の意向を十 分踏まえるよう留意すること。	カジノ開設	・カジノは、有力な観光資源であり、新たなゲーミ ング産業として、経済波及効果や雇用創出効果 が大いに期待できる。 ・カジノは、現行法では、刑法の賭博および富く しに関する罪で規制されており実施することがで きない。	刑法第185条～187条(賭博 および富くしに関する罪)				
5071A	5071007	1		z05030	警察 庁、総 務省、 財務省、 国土交通 省、	道路運 送車両 法、自 動車登 録令、 自動車の 保管 場所の 確保等 に関する 法律、自 動車の 重量 税 法、自 動車の 損害 賠償 保障 法、地 方税法、 地方自治 体条例 等	自動車保有関係手続は、 書面での申請を行う場合は、 自動車の検査・登録を受け るために、運輸支局等の他、 市役所等、警察署、都道府 県税事務所等、それぞれの 行政機関に出向いて手続を 行う必要があるが、現在、東 京都、神奈川県、埼玉県、静 岡県、愛知県、大阪府の6都 府県において、新車の新規 登録を対象に、オンラインに よる手続を可能としている。	a, b, d		自動車保有関係手続(検査・登録、 保管場所証明、自動車関係諸税等の 納付等)のワンストップサービス化につ いては、すべての関係機関にまたがる ワンストップサービスの基本的な手続 であり、平成17年12月よりワンストップ 化による申請者の利便性向上の効果 が大きい新車の新規登録(型式指定 車)を対象として、自動車保有関係手 続のワンストップサービスを稼働させ ており、これにより、各種税の納付手 続の電子化や保管場所証明手続の電子 化等が可能となっている。現在、東 京、神奈川、埼玉、静岡、愛知、大 阪の6都府県を対象とし、来年1月29日 より若手、群馬、茨城、兵庫の4県で サービス地域を拡大する予定である。 当該システムは、大量に自動車を保 有する方にも配慮したシステムとする ため、入力項目を集約した申請画面や 税・手数料のまとめ払いの機能、代行 申請の機能を持たせており、今後は、 申請自体もまとめて行うための機能に ついても検討を行うこととしている。	a, b	今後は申請自体もまとめて行うための 機能についても検討を行うこととしてい るのとことであるが、検討に係る具体 的スケジュールを明示されたい。ま た、現時点では、対象手続が新車の 新規登録(型式指定車)に係るもの に、対象地域も平成19年1月導入予 定地域を含めて10都府県に限られて いるが、今後の対象手続及び対象地 域の拡大に関する具体的スケジュー ルに關しても明示されたい。	今後は、システムの安定稼働を維持し つつ、申請自体もまとめて行うための 機能について導入に向けた検討を速 やかに進めるとともに、地域拡大や手 続の拡大に向けて関係省庁や地方公 共団体、関係団体と連携して検討を進 める。	社団法人リー ス事業協会	7	A	自動車の生産・販売・流通 に伴って必要となる諸行政 手続の電子化等について	自動車の生産・販売・流通に伴っ て必要となる諸行政手続(検査・ 登録・国、車庫証明・納税・地方、 自賠責保険確認・国)等の 電子化は、新車の新規登録につ いては平成17年12月から稼働と され、その他の手続きは平成20 年を目途に段階的に進めるとされ ているが、電子化に際しては、大 量に自動車を所有する者の手続 き等を充分に考慮すること。	電子化により、申請項目の共通化、 統一化と申請に必要な添付書類の 削減化ができれば、自動車関連業界 の生産・販売・流通に係わる申請及 び手続代行コストは大幅に軽減さ れ、その軽減分を直接部門へ投入す ることで新たな自動車リース市場の 開拓が促進され、経済活性化に資す る。	大量に自動車を所有する者が自動車関係諸手 続を行う場合、現状では膨大な手間がかかる が、電子化により、一括して行うことができれば、 大きなメリットがある。特に、リース会社の税の 申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務 作業の効率化、円滑化の観点から、電子化を図 る必要があると考えられる。また、提供される自 動車登録情報の有効活用を図るためには、当 該情報の利用者にとって利便性の高い方法で 情報が提供される必要がある。	道路運送車両法、自動車登録 令、自動車の保管場所の確保 等に関する法律、自動車重量 税法、自動車損害賠償保障 法、地方税法、地方自治体条 例 等			
5075A	5075001			z05031	警察 庁、法 務省、 厚生労働 省、		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が 過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪を めぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用 情勢にもかかわらず、就労を目的として来日 する外国人は依然として多く、不法に就労す るものも少なくない。その大半は不法滞在者 であるとみられるが、不法就労よりも効率的 に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者 も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯 罪の温床となることが指摘されている。 我が国は、平成16年からの5年間で不法滞 在者を半減させることを政府目標としており、 これを達成するため、警察では、入国管理局 との合同捜査を積極的に行っているところ である。 提案に係る制度は、当庁の所管するものでは ないが、滞在資格を悪用して不法滞在・不法 就労する者や研修制度等を悪用して安価な 労働力を確保するために外国人を不法に就 労させる者が存在し、これが温床となって来 日外国人による犯罪が多発する現状におい て、治安に与える様々な影響について十分な 考慮がなされ、これに対する所要の措置が講 じられない限り、御提案を認めることは妥当 ではないと考える。	c			-	-	テンブスタッフ グループ(テン ブスタッフ株 式会社、テン ブロス株式会 社、テンブス タッフ・ユニ バーサル株 式会社)	1	A	研修生の研修受入機関の 特例の見直し	出入国管理及び難民認定法第七 条第一項第二号の基準を定める 省令の研修在留資格に係る基準 の五号の特例を定める件の六号 及び、出入国管理法及び難民認 定法第七條第一項第二号の基準 を定める省令の研修在留資格に 係る基準の六号の特例を定める 件の六号 の「申請人が我が国の国の資金 により主として運営されている事 業として行われる研修」として、国の 資金で補助する民間が主とな って行う事業を認めてほしい。	国の補助金を受けて行う事業として の研修の中で、 その主体となる企業の集合研修は、 (日本語研修、異文化研修、商習慣、 日本文化、管理研修等)各企業で受 け入れられる研修生に対して行われ る共通の研修である。共通の研修で は、特に日本語教育及び日本文化 研修など専門的知識を必要とし、そ の分野に特化した研修を実施するた め、集合研修形式で、国から直接補 助金の交付を受ける企業が実施でき るようにする。	国の補助金を受けて行う事業としての研修は、 財団等の公益法人が研修を行う場合は、特例で 認められている研修という扱いを受けるのに対し、 補助金交付先が民間企業の場合、財団等が 行っている研修(日本語研修や異文化研修、商 習慣、日本文化、管理研修など)と同様の遂行 能力があっても行うことができない。研修実施が 可能になれば費用対効果及び研修の効果が高 まる。また、財団で行われている研修と比較が 可能になり双方の研修レベルが高まる。	出入国管理及び難民認定法第七 条第一項第二号の基準を定める 省令の研修在留資格に係る 基準の第五号の特例を定める 件の六号及び、出入国管 理法及び難民認定法第七條第 一項第二号の基準を定める省 令の研修在留資格に係る基準 の六号の特例を定める件の六 号				

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	要望主体	要望 事項 番号 (規制 種別)	要望 事項 項目 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)	
5075A	5075002			z05032	警察 庁、法 務省、 厚生労 働省、			c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。厳しい雇用情勢にもかかわらず、就労を目的として来日する外国人は依然として多く、不法に就労するものも少なくない。その大半は不法滞在者であるとみられるが、不法就労よりも効率的に金銭を得る手段として犯罪に手を染める者も多く、大量の不法滞在者は来日外国人犯罪の温床となっていることが指摘されている。我が国は、平成16年からの5年間で不法滞在者を半減させることを政府目標としており、これを達成するため、警察では、入国管理局との合同捜査を積極的に行っているところである。提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。		-				テンブスタッフグループ(テンブスタッフ・ユニバーサル株式会社)	2	A	就労が認められる在留資格である人文知識、国際業務の基準の見直し	人文科学の分野に属する知識を要する業務に従事しようとする外国人の実務経験基準の緩和と特例の追加	人文科学の分野に属する知識を要する業務に従事しようとする外国人特有の文化的知識や感性を活かして活躍する業務については特例として日本の大学、各種専門学校にて4年以上教育を受けたものまたは、日本の国家資格を取得しているものには外国人特有の文化的知識や感性が外に申請者の能力を活かした業が行えるものとする。	現在、日本には多くの外国人留学生が来日し教育を受けているが、卒業後多くの留学生は帰国している。その理由の一つとして就労査証の取得基準と大学の専攻及び企業の雇用理由にミスマッチがあていている。外国人留学生は日本語にも日本文化にも精通しており、日本人同様の活躍が期待できる。高度人材である留学生を活用することにより日本の経済発展につながる。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	
5079A	5079010			z05033	警察 庁、法 務省、 外務省、	刑法第1条	現在、我が国は、米国及び韓国との間で犯罪人引渡条約を締結している。また、相手国の法律に基づき、逃亡犯罪人の引渡しや日本国内において犯した犯罪をその国で処罰すること(国外犯処罰)ができるときは、その国の政府に対してそれらの措置を求めるなどして対処している。	b		逃亡犯罪人の不処罰、いわゆる「逃げ得」は許さないとの立場から、米国及び韓国以外の国との間でも、引渡しの具体的な必要性、相手国の法制等(民主的な刑事司法制度の整備・運用、自国民の引渡しの可否、条約がないことによる不利益等)の諸般の事情を総合的に勘案しつつ、犯罪人引渡条約の締結を検討していくこととしている。また、同条約を締結する場合には、相手国から犯罪人の引渡しを受けることが困難である場合には相手国での処罰に向けた規定を含めることを検討することとしている。	「我が国の捜査当局が外交ルートを通さずとも外国の警察機関などと直接に捜査協力ができるようにする刑事共助条約の締結に向け、中国とは交渉中、ロシアとも実務者協議に入る」、「日本政府は容疑者の引き渡し要請に代わる措置として、ブラジル政府に対し、容疑者を捜査して処罰するよう要請した」との新聞報道がなされているところ。また、有識者会議である日本ブラジル21世紀協議会が独自にまとめた「日伯21世紀協議会提言」(平成18年7月25日)において、「両国政府は、司法協力につき引き続き緊密に協議していくべきである」とされているところ。本要望が想定しているブラジルとの政府間協議の立ち上げに向けた調整状況につき、「措置の概要」において可能な範囲で示されたい。				ブラジル政府に対しては、個別事件についての訴追の実現を促進するよう要請するとともに、犯罪人引渡条約の締結を目指す協議の場を立ち上げることを提案している。このような協議の場を早期に立ち上げることができるよう、ブラジル側との調整を引き続き進めていく。また、ブラジルとの間で、両国の法制等犯罪人引渡条約の制定に関連する事項につき、情報交換を進めている。	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	10	A	国外逃亡した外国人犯罪容疑者の適切な処罰制度の確立	日本国内で罪を犯し、自国へ逃亡した外国人犯罪容疑者に対し、「犯罪人引渡し条約」の締結や国外犯処罰などの制度を確立し、日本国政府として厳正な対処を講じること。	近年、交通事故や殺人事件の容疑者が身柄拘束前に自国へ帰国してしまい、刑事罰の適用を免れるという事態がおこっている。現在、日本はアメリカ合衆国と大韓民国の2カ国以外とは「犯罪人引渡し条約」を締結していない。また国によっては犯罪人引渡条約を締結したとしても、憲法上自国民の引渡しは認めていない。また、相手国による国外犯処罰が行われていない場合もある。このまま容疑者の国外逃亡を放置すれば、国内の安全が脅かされるばかりか、外国人に対する感情の悪化を招く恐れがある。日本人住民と外国人住民の良好な関係維持と安全社会の実現のために、「犯罪人引渡し条約」の締結や国外犯処罰制度の確立が不可欠である。	刑法第1条		
5079A	5079012			z05034	内閣官 房、警 察庁、 総務省、 法務省、 文部科学省、 厚生労働省、		現在、国内に滞在する外国人については、集住地域において、若者等による犯罪が多発しており、日系人を中心に、地域社会の間で軋轢、摩擦が生じているなど、生活者としての問題が生じていることから、生活上の問題が生じている外国人に関する必要な対策について、政府で検討を行っているところである。平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状にあり、本提案についても、政府内での議論を踏まえ、外国人の的確な在留管理が行われるよう、治安対策の観点を含めて検討する必要がある。	b								外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	12	A	外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有	外国人登録制度における登録内容と実態の乖離を是正するために、外国人登録制度を住民基本台帳制度に一元化するべきである。現在、内閣官房「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」でも検討が進められているが、出入国管理、地方税、社会保険、教育などに関する情報を地方公共団体のデータベースに登録し、関係省庁や他の自治体に対して当該データベースよりデータを提供すること、その際はデータ保護に万全を尽くすことなどを法令に定めるべきである。	現状では、外国人登録の内容と居住実態との乖離が大きくなっているほか、世帯単位での捕捉ができない、職権によるデータの削除ができないといった、住民登録と外国人登録の制度のずれが市町村における住民の実態把握を行政サービスの提供を困難にしている。地方自治法第10条における「外国人も日本人も同じ権利・義務を有する住民である」という規定に基づけば、外国人登録制度は、住民基本台帳制度に一元化させるべきである。また、外国人登録は出入国管理制度の一部であるという現行法令の捉え方よりは、むしろ、市町村がその住民の地位に関する正確な記録を常に整備しなければならない」とする地方自治法第13条の2の考え方に拠るべきである。	地方自治法、住民基本台帳法、地方税法、地方財政法、外国人登録法、国民健康保険法、国民年金法、学校教育法		
5079A	5079013			z05035	内閣官 房、警 察庁、 総務省、 法務省、 文部科学省、 厚生労働省、		現在、国内に滞在する外国人については、集住地域において、若者等による犯罪が多発しており、日系人を中心に、地域社会の間で軋轢、摩擦が生じているなど、生活者としての問題が生じていることから、生活上の問題が生じている外国人に関する必要な対策について、政府で検討を行っているところである。平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状にあり、本提案についても、政府内での議論を踏まえ、外国人の的確な在留管理が行われるよう、治安対策の観点を含めて検討する必要がある。	b								外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	13	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更に当たっては、外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、国税及び地方税の滞納がないこと、学齢期の子どもの場合その子どもが就学していること、在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査に当たった際の積極要素とし、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。子どもの就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において	日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために欠かすことのできない条件である。しかし、国内に合法的に在留していないが、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。学齢期の子どもとの就学を保障することは、保護者や受入れ国にとって義務的なものであり、これも十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合も少なくない。地方税の滞納についてもチェックされていない。さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民と共に幸せに暮らすことが困難になっており、在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。現在、内閣官房「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」で検討されているが、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機関は、地方公共団体におけるデータベースの構築などを通じて効果的かつ効率的に連携することが必要である。	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、永住許可に関するガイドライン(法務省・入国管理局平成18年3月31日)、地方自治法第10条第2項	〔規制の現状〕在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更(特別永住者を除く)を希望する場合、法務大臣は、素行が善良であること及び、独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。なお、素行が善良であることを証明するために、国税の納付証明書の提出が義務付けられている。	